

北海道文教大学科目等履修生規程

(平成11年4月7日 程 第18号)

(目 的)

第1条 北海道文教大学(以下「本学」という。)学則第33条第2項の規定に基づく科目等履修生に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入学時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、各学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 学則第10条各号のいずれかに該当する者
- (2) 前号と同等以上の学力があると本学が認めた者

(出願資格)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、指定された日までに、次の書類に入学検定料を添えて、提出するものとする。

- (1) 本学所定の願書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (5) その他本学が必要と認める書類

(入学許可)

第5条 科目等履修生として合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、次の書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

- ① 誓約書(本学所定のもの)
- ② その他本学が必要と認める書類

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可をする。

(履修期間)

第6条 履修期間は、半期又は1年とする。ただし、特別の事情がある場合は、更に1年を限度として延長を許可することができる。

(諸費用)

第7条 科目等履修生の入学検定料、入学料及び授業料の額は、別表に掲げる額とする。

2 既納の入学料及び授業料は、いかなる事情があってもこれを返還しない。

(単位の授与)

第8条 科目等履修生が、所定の授業科目を履修し、試験に合格したときは、単位を授与する。

(単位修得証明書)

第9条 前条の規定により、修得した単位については、単位修得証明書を交付する。

(学則等の準用)

第10条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則及びその他の学内規則を準用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

別表 諸納付金

種 別	金額及び納期	金 額	納付時期
入学検定料		10,000円	科目履修生志願書類提出のとき
入 学 料		25,000円	科目履修生を願い出て許可されたとき
授 業 料		1単位につき 15,000円	